

令和7年第2回定例会総務教育委員会会議録

令和7年6月24日
午前10時
全員協議会室

出席者氏名

山村 尚	委員 長	大野みどり	副委員長
伊藤 悦子	委員	藤木 妙子	委員
札野 章俊	委員	油原 信義	委員
杉野 五郎	委員		

執行部説明者

副 市 長	木村 博貴	教 育 長	大古 輝夫
総 務 部 長	大貫 勝彦	総 合 政 策 部 長	岡野 功
教 育 部 長	落合 勝弘	議 会 事 務 局 長	中嶋 正幸
総 務 部 次 長	仲村 真一	総 合 政 策 部 次 長	大堀 敏雄
教育委員会事務局次長	名島 正博	危 機 管 理 監	柏崎 治正
防 災 安 全 課 長	関口 道治	人 事 行 政 課 長	藤平 浩貴
財 政 課 長	平野 総雄	税 務 課 長	森下 健史
管 財 課 長	生井 利幸	企 画 課 長	関ヶ原 功
まちの魅力創造課長	石崎 清浩	教 育 監	小林孝太郎
教育総務課長	海老原弘一	文化・生涯学習課長	松崎 竜弥
指 導 課 長	秋山 卓也	教育センター所長	熊澤つむぎ
議会事務局課長	伊藤 正晶	秘書広聴課長補佐	関口 裕城（書記）

事 務 局

課 長 補 佐 廣瀬 正幸

議 題

議案第1号	龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第2号	龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について
議案第3号	龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第5号	市有財産の取得について
議案第6号	市有財産の取得について
議案第7号	令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）の所管事項
議案第9号	龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第10号	令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第3号）
議案第11号	工事請負契約について（令和7年度龍ヶ崎小学校校舎内装等改修工事）
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号））の所管事項

○山村委員長

それでは、ただいまより総務教育委員会を開会いたします。

本日も審議をいただきます案件は、今季定例会において当委員会に付託されました、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第7号の所管事項、議案第9号、議案第10号、議案第11号、報告第1号の所管事項、以上10案件です。

この案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、質疑は一問一答でお願いいたします。

また、試行的な取組としてYouTubeでのライブ配信を行いますので、ご承知おきくださいますよう、よろしくお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第1号 龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは議案書1ページをお願いいたします。

議案第1号 龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

こちらにつきましては、国家公務員の処遇に関する人事院規則等の改正に準じまして、改正を行うものでございます。

初めに第8条の2でございます。第8条の2第2項関係でございます。

こちらにつきましては、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関するものでございます。

これは、午後10時から午前5時までの深夜勤務や時間外勤務の制限の請求ができる対象を、従来の「3歳に満たない子のある職員」から、「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に範囲を拡大しております。

次に、第8条の2第3項でございます。

こちらにつきましては、この「小学校の始期に達するまでの子のある職員が、養育するために請求した場合」というような例外規定のところの「職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるもの」という規定を外しまして、この配偶者のいかんによらず小学校の始期に達する子がある職員が対象となる、というような範囲の拡大になったところでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

この間は、関連法令の運用の読みかえ等を改めておりますが、3ページの中段、第17条の2でございます。第17条の2は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向調査等、というようなことでございます。

これは、職員が「家族の介護に直面した」等の旨を申し出た場合、仕事と介護を両立する支援体制等を個別に周知・意向確認することや、職員の仕事と介護の両立支援制度等に関する時期、これは当該職員が40歳に達する年度につきまして、情報提供をすることが義務づけられたものでございます。

続きまして、第17条の3でございます。

こちらにつきましては、4ページまでまがりましますけれども、介護休暇等の請求等が円滑に行われるように、研修の実施や相談体制等の措置を講ずることが義務づけられたものでございます。

現在におきましてもやっているものではございますが、改めまして条例上義務づけられたというようなことでございます。

説明につきましては以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
伊藤委員。

○伊藤委員

今年度において対象拡大になったんですけれど、市の実情としてはどんなふうになるか、お伺いします。

あと、介護の申し出をした人たちに対する個別の抽出とか意向確認等はどうなふうに、その内容と方法についてお伺いします。

○山村委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

まず、今回の対象、第8条の2にあたりますかね、こちらの対象の拡大についてでございますけれども、現在439名の正職員がおりますが、そのうちの21名が、3歳未満のお子さんがいらっしゃる。これが、今回小学校就学前までに対象が拡大することで、全部で44名、約倍に対象者が増える状況となっております。

こちらにつきまして、全ての職員から特に現在までに配慮の申し出自体は出ておりませんので、具体的に何かの配慮を行ったということはございません。あと、そもそも時間外の上限にあたらない範囲で勤務ができている職員がほとんど、という状況もございます。

続いて、介護につきましては、先ほど部長からもご説明申し上げましたとおり、現状では個別に申し出があった方に対して制度等を具体にご説明するという、個々に沿った対応をしております。

今回義務づけもありましたので、全体に対する周知をどうするかというような方法等については、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○山村委員長

札野委員。

○札野委員

今、現状は分かりましたけれど、実際こういった制度で働きやすくするっていうことが目的だと思うので。

ただ、こういったときに進んで自らこれを申請するっていうのがしにくいような雰囲気っていいですかね、職場環境っていうのが。

皆さんお忙しいので、自分が抜けることによって迷惑がかかるから制度はあるけれども受けない、というふうにならないのかなっていうのがちょっと心配なんですけれど、そこいらはどうですか。

○山村委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

まず、育児の職員に関してですが、本市は「育児休業（取得率）100パーセント」を長年達成しておりまして、職場の雰囲気としても、もうそういった育児に対する休暇制度の理解があるということですか、出生のあった時点でこちらから積極的に個別に休暇制度のご案内等をしておりますので、そちらについては現状では大きな課題はないものと思っております。

介護につきましては、先ほど申し上げたとおり、申し出をいただいてからの対応となっております。

すので、今回の制度でも「あらかじめ周知をするように」というような事にもなってまいりますので、その方法は、やはり検討してまいりたいと考えております。

○山村委員長

札幌委員。

○札幌委員

こういったことに対して、ちょっと目標をつけるっていうのはどうなのかなとは思いますが、でも、最初の取っかかりですので、目標があってもいいのかなと。「取得数」「推進をする」みたいなところで。

あと、今小学校に達するまでの子どもに対しても期間が少し緩和されたわけなので「いいですよ」というふうな、そういう雰囲気をもっと皆さんで共有してもらうためにも、目標をちょっと設定するっていうのはどうなのかなと思うんですが、そこいらはどうですか。

○山村委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

先ほどの「育児休業 100 パーセント」といったところにも引き続き取り組みながら、(子どもが)小学校就学前の方の時間外勤務の制限というんですかね、そういった決まりになろうかと思っておりますので、子育て世代は特にですけれども、そもそも時間外勤務の縮減は取り組まなきゃいけない課題として種々検討しているところですので、時間外をそもそも減らしていくようなことを目標にしつつ、そういった子育て世代にどのような影響が出ているかというのは、追って併せて確認できればいいのかなと考えます。

具体的な目標については今すぐちょっとここで浮かばないんですが、どのように設定したら効果的かというのも、併せて検討したいと思います。

以上です。

○山村委員長

よろしいですか。他にございませんか。

杉野委員。

○杉野委員

ご説明いただきましたけれども、育児関係については相当周知されて、実施もされているところですが、介護については申し出ということがあるので、なかなか実態がまだ掴めていないのかなと思います。

あと、育児もそうなんでしょうけれども、介護の場合は特に申し出しづらい。それから、いろんな家庭の事情もあると。特に、認知を患っている方なんかの場合は、極めて大変な状況だと思っています。ところが、なかなか言いづらいと。

それとあと、職場の環境でも代わりの人がいないと。そこで多くの人が悩むらしいんですね。

これは一般質問でも申し上げましたけれども、そういった事情を勘案して、できるだけ周知体制をお願いしたいと思います。

それと同時に、人事部門のみならず福祉部門、特に地域包括支援センター、そことの連動をしっかりとやっていただきたいなと思います。

これは私からのお願いです。よろしくお願いします。

○山村委員長

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第 1 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 2 号 龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案書 5 ページをお願いいたします。

議案第 2 号 龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方税法等の改正に伴い、公示送達における公示事項の閲覧方法の拡大や、市民税に関し、所得控除すべき金額に特定親族特別控除を創設するほか、たばこ税に関し、加熱式たばこに係る課税標準の特例を追加する等の改正を行ったものでございます。

まず初めに、5 ページの公示送達、第 18 条でございます。

公示事項をインターネット利用等の方法により不特定多数の者が閲覧可能な状況にすることを規定したほか、公示事項に記載した書面を掲示場に掲示する方法、あるいは、公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧可能な状態とする方法により公示することを実施するための改正でございます。

第 18 条の 3 については、改正による文言の整理でございます。

続きまして、第 34 条の所得控除でございます。次のページになります。

こちらにつきましては、特定親族特別控除額を追加するものでございます。さきの本会議質疑の際にもお答えいたしましたけれども、扶養控除・特定親族扶養控除について、額の上限額を拡大する等の改正がなされたものでございます。

続きまして、8 ページから 9 ページをお願いいたします。

付則の第 11 条の 2 の 2、市たばこ税に関する改正でございます。こちらも本会議質疑でお答えしたところでございますが、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例に関する条例でございます。

こちらについては、葉たばこを巻いた加熱式たばこは 0.35 グラムをもって紙巻きたばこの 1 本に換算する方法、あるいは 0.35 グラム未満である場合にあっては、加熱式タバコの 1 本をもって紙巻きたばこ 1 本に換算する方法、あるいはそれ以外の加熱式たばこは、品目ごとの 1 個をもって紙巻きたばこの 20 本に換算する方法等が定められたものでございます。

続きまして、10 ページ、11 ページでございます。改正付則です。

改正付則では、施行期日について、特定親族特別控除の創設に関する改正については令和 8 年 1 月 1 日、市たばこ税に関する改正は令和 8 年 4 月 1 日、公示送達に関する改正は地方税法の一部を改正する法律の付則に掲げる規定の日が施行の日となります。また、それに伴う経過措置等を定めているものでございます。

説明につきましては以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

この地方のたばこ税の増税分はどんなものに使われるのか、その 1 点だけお聞きします。

○山村委員長
大貫総務部長。

○大貫総務部長
たばこ税につきましては一般財源でございますので、資金使途は問われません。
以上でございます。

○山村委員長
伊藤委員。

○伊藤委員
分かりました。

○山村委員長
他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。
議案第2号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、議案第3号 龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について、執行部から説明
願います。
大貫総務部長。

○大貫総務部長
それでは、議案書12ページをお願いいたします。
議案第3号 龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例でございます。
こちらにつきましては、本市の住民情報基幹系システムにつきまして、国が示しております標準
仕様書に準拠することによりまして、これまで茨城県内の自治体ごとに無料で発行していた個人の
軽自動車住所証明書を発行する機能がなくなり、当該証明書に代わりまして、住民票を有料で取得
していただく対応に変更となるものでございます。
これに伴いまして、法人等に対する事業所所在地証明書の申請で、軽自動車等の登録に係る証明
書の申請、こちらにつきましては、従来は無料で免除をしておりましたけれども、一般の個人の方が
有料となりますことから、公平性の観点から法人の方の免除も廃止するべく、免除規定の方から削
除するものでございます。
説明については以上です。

○山村委員長
執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。
議案第3号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、議案第5号 市有財産の取得について、議案第6号 市有財産の取得について、以
上の2案件については関連しておりますので、一括して説明を受けて質疑を行い、採決は別々に行
いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案第5号、及び議案第6号の市有財産の取得についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、議案書はまず第5号が15ページになります。第6号については23ページになります。

こちらにつきましては、ご案内のトイレトラック、並びに水循環型シャワー及びテントセットの購入でございます。それぞれ、購入価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条に規定する金額2,000万円を超えておりますので、議会の議決を求めるものでございます。

まず、15ページ、議案第5号 市有財産の取得について。契約の目的は「令和7年度トイレトラック購入」で、トイレトラック1台を購入するものでございます。次ページ以降に資料の詳細等がっております。

契約金額は2,647万5,900円でございます。

契約の相手方は、一般社団法人助けあいジャパンというところと契約しております。こちらと契約して協定を結ぶことによりまして、この法人と協定を結んでいる他の団体から災害時に援助を受けることもできますし、当然、我々も要請があれば助けに行くというようなことでございますけれども、そういったことで1台購入いたしますけれども、それが複数台になる可能性もあるというようなことも踏まえまして、一般社団法人助けあいジャパンと随意契約を結んだものでございます。

続きまして、23ページでございます。

議案第6号 市有財産の取得について、「令和7年度水循環シャワー及びテントセット購入」でございます。こちらにつきましては、水循環型シャワー及びテントセットを8セット、それと5セット分のフィルターセットを八つ購入したものでございます。

こちらにつきましては、契約金額が4,620万円、契約の相手方がソフトバンク株式会社でございます。

こちらにつきましても、ソフトバンク株式会社においては災害時に能登の方にも展開していたという実績もございますので、そのノウハウを含めて、研修等を含んだ契約となっております。

説明については以上となります。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

札野議員。

○札野委員

まず、トイレトラックの件なんですけれど。

仕様関係は文面で分かるんですけど、できればこういうのは、絵とか写真とかも添付していただくようにお願いします。

それから、このトイレトラックの運転免許なんですけれど、最大積載量1トンだから、普通免許でドライバーはいけるんでしょうか。

○山村委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

普通免許ですね。

ただ、「準中型免許」で、平成19年以前の取得の場合は普通免許という区分になっています。

○山村委員長

札幌議員。

○札幌委員

それでは、この運用なんですけれど。一般社団法人助けあいジャパンで、うちが困っていれば来てもらおうし、協力にも行くというふうにお聞きしたんですけれど、ちなみに今回と同じような契約の内容で、近隣の自治体で参加している自治体があれば教えてください。

○山村委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

本当に近隣だと、取手市さんが入っております。

現在といいますか令和7年の3月末で、全国で31の自治体が加盟しております。

これが、2026年の3月末までには54ぐらいに増える予定でいるということで、北海道、東北、関東、一番南のところでは九州福岡まで、全国各地にあるということですね。

○山村委員長

よろしいですか。他にございませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

購入して、災害があるまで何もしないってということではないと思うんですけれど、具体的に活用する方法があれば教えてください。

○山村委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

まず、トイレトラックを購入する目的といいますか、避難所の衛生環境、こちらが一番重要だと考えましたので、こういったものを購入させていただきます。

平時における活用なんですけれど、まず防災訓練とかそういったところで、「龍ヶ崎市では万が一のときに皆さんのお役に立てるトイレトラックを購入しましたよ」ということで、お披露目といいますか、お見せできる機会っていうものがあれば、どんどん持って行って皆さんに確認していただきたい。

それと併せて、普段からやっぱりトイレ環境ってご自分でも準備してもらいたい。近所でも、自助・共助でも準備していただきたい。そういったアナウンスもしながらPRをしていきたいなというところで考えております。

あと、これから具体的に決めていくことになるんですけれど、トイレ環境がちょっと周囲にないとか、そういったものについてもどういった基準でというのは設けるんですけれど、大型のイベントとか、そういったものにも使えるんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

ぜひ有効活用するようにお願いします。

○山村委員長

他にございませんか。
藤木議員。

○藤木委員

8セットということは、全部で八つあるということですか。

○関口防災安全課長

はい。シャワーテントの方は8セット、8組ということですね。

○山村委員長

藤木委員。

○藤木委員

そうしますと、万が一のときにはどこに設置するんですか。場所的には。

○山村委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

8セットをそれぞれ市街化区域、龍ヶ崎市街地、佐貫市街地、北竜台市街地、龍ヶ岡市街地、の4か所に、男女で分けて二つずつ、合計八つというようにところで想定しております。

そのほか、例えばどこかに限定されるような場合であれば、そちらに集中といいますか、そちらだけで使うような形で。

今のところ、全体ってというような形であれば、四つの市街地にそれぞれ二つずつというような形で考えております。

○山村委員

藤木委員。

○藤木委員

コミュニティセンターに二つずつ置くとか、集中するときは小学校の運動場とか、そういうふうを考えてよろしいんですかね。

○関口防災安全課長

一定の場所に集中して避難所を設けるとか、そういった場合であれば、極端な話、八つ全部持っていけるということも考えられます。

でも、広範囲にわたった場合は、それぞれに分散して設置するというような形で考えております。

○藤木委員

大変よく分かりました。

具体的にどのように設置されて、どのように使用するかっていうのがちょっと分かりづらかったので。

ありがとうございます。

○山村委員長

他にございませんか。
油原委員。

○油原委員

議案第5号ですね、トイレトラックについて。
一般社団法人助けあいジャパンとの随意契約、要するに特命ですが。
若干説明もありましたけれども、随意契約のどこに、何号に該当するのか教えてください。

○山村委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

龍ヶ崎市契約事務に関する規定の第32条第3項で規定しております「契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合」に該当するということで、当然、地方自治法施行令第167条の2第1項、第2項に規定することを根拠に、契約規則の方に該当するというような判断で、随意契約とさせていただきます。

○山村委員長

油原委員。

○油原委員

要するに、ここしかない、ということなんだろうと。
これ、消防車と同じで改造ですよ、多分。一般の車の上にトイレを付けたりというようなことであれば。
特にこの一般社団法人助けあいジャパンと特命契約をすると。他にも、こういう製造ができる会社というのはあるんじゃないだろうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○山村委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

まさしく消防車両と同じような形です。
今回、違う業者さんなんかに見積の依頼をしております。ただ、やっぱり金額的なものの折り合いとか、納期的な折り合いが違って。あと、今回の助けあいジャパンさんが一番価格が低いということで。
何よりも私たちが求めていたのは、緊急時のトイレ機能というものは当然なんですけれど、災害時に全国各地のそういった応援体制、相互支援、それが可能であるということがあります。
部長からありましたように、購入するのは1台です。それが、場合によっては2台になったり4台になったり10台になったり、そういったメリットが期待できるということで、ここしかないというような判断で、助けあいジャパンと契約をさせていただきました。

以上でございます。

○山村委員長

油原委員。

○油原委員

例えば取手市もこれを導入しておりますけれども。いろんなところで導入して、災害時に連携をしていくというようなことで。

これは、助けあいジャパンの力を借りなくたって、基本的には各自治体が連携をしていけばいい話なので、随契の理由には私はならないというふうには思うんですけども。

ただ、前段でやっぱり納入実績とか、それから価格的部分、他にあたってもちょっといろいろと価格的には合わないとか、仕様のには合わないというようなお話があったということであれば、その辺をやっぱり随契の理由としていくと。「ここであれば、みんなと連携とってやれるから」というような話は、随契の理由にはならないような気がいたしますけれども。

決して反対ということではないのでね。その辺は重々、随契の理由、1者特命っていうのは、きちんと整理をしておかないといけないのかなというふうに思います。

以上です。

○山村委員長

他にございませんか。

大野委員。

○大野委員

この助けあいジャパンなんですけれども、今現在31自治体で、54まで増えていくということで。

イメージ的には、この助け合いジャパンが間に入ってくれて、こちらが災害時に要請する台数がどこから来てくれるのか。一気にいろんなところが来てくれるのか。

具体的にはどんなふうに、あちらから「うちが行きます」「うちが行きます」っていうふうに、最大限にいっぱい来てくれるのか、こちらが要望して「何台お願いします」っていうイメージなのか、そういうちょっと具体的なところを教えてください。

○山村委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

台数的なものは未定なんですけれど、まずは災害に遭った自治体から要請をするような形で。

助けあいジャパンに要請させていただいて、それを受けた助けあいジャパンが地理的な距離とか、そういったものを見て派遣していただけるのかな、というふうに考えております。

○山村委員長

大野務員。

○大野委員

分かりました。

遠いところがこの助けあいジャパンに登録してあっても、やっぱり近隣でないとすぐ駆けつけられないっていうのも分かるんですけども。

実際になると、一番近いのは取手市さんでしょうけれども。把握をされていて、こちらも行ったり来てもらったりするんでしょうけれども、そういうところで実際どうなるかがちょっと不安に思ったのでお聞きしました。

分かりました。以上です。

○山村委員長

他にありませんか。

杉野委員。

○杉野委員

油原委員の方から指摘がありましたように、どうして随意契約なのかって、しっかりと市民に分かるようにしておいてください。

あと、契約先は助けあいジャパンということで、私は普通のメーカーなのかなと思ったんですけども、納期やいろんな組織上の問題、ソフトがあるからということだと思います。

一つ気になるのが、一括で代金を支払うという形になってはいますが、富士市の場合なんかはクラウドファンディングで 1,250 万円くらい集めて、それを原資・財源にしているというようなところもありました。

だから、いろんな面で、財源面で減できるようなことも、今後考えておいてください。特にこういうことであれば、同意が得られる場合もあると思いますので。

市民からの寄附も集まったりするということも考えられます。富士市の場合は、全部で 320 件あったそうです。金額 1,250 万円ですけども、市内がその半分以上。143 件あったそうです。意外と集まるものだなと思いましたので、参考までに。

それと、仕様書のところで、保証は「1 年間」というふうに書いてありますけれども、メンテナンス上、いろいろ扱いが簡単なのか複雑になっているのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

あんまり手間がかかるようじゃ大変だなと思いますので、そのことについてご答弁願います。

○山村委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

先ほどの予算といいますか、経費的なお話にちょっと付け加えてお話をさせていただきたいと思います。

今回、国の方の地方経済生活環境創生交付金というものを使っておりますので、半分は交付金の方で対応させていただいております。

通常の使用におけるメンテナンスということなんですけれど、トイレで、しかも被災地で使うという想定ですので、避難所というある程度狭いエリアで使われるものなので、いろんな人が来て使うということは、あまり想定できないのかなと。

結局、きれいに使っていただければ次回もきれいに使っていただけるということなので、一般的な使用について、それほど故障するとか、そういったものはないのかなというふうに考えております。当然、使用する場合に当たっては、一般的に「きれいに使いましょう」とか、注意っていいですか、そういったアナウンスはしていかなければならないというふうに考えております。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

それと、仕様書の 5 のところで、「災害派遣トイレネットワークを国内 30 以上、受注者は有することが必要ですよ」というふうに記載されていますけれども、これは、もう 30 はしっかりと押さえてあるんですか。

○山村委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

令和 7 年の 3 月時点で、31 の自治体が助けあいジャパンと協定を結んでいるということになって

いまして、その次に取手市さんだったり、当市の方が加わるというような形になりますので。
それが2026年の3月末までには54くらいの自治体に増えるという話でございます。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

それとですね、やっぱり災害があってはならないんですが、結構イベントで利用できるのかなとも考えていますので、そちらの活用について具体的に検討しておいてください。

私からは以上です。お願いします。

○山村委員長

札幌委員。

○札幌委員

議案第6号の方なんですけれど。このシャワーセットなんですけれど、そもそも水循環ということで、まず温水の利用ができるんでしょうか。

それから、この内容を見ると「遠隔で定期メンテナンスをする」とか、「モバイルネットワークでネット経由で対応する」みたいなことが書いてあるけれど、どういうふうな運用で、普通のシャワーテントと何が違うのかっていうのを教えてもらいたいんですけれど。

○山村委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

まず、温度につきましては、給湯のときは37度から50度の間で設定できるというような機器の仕様になっております。

他のシャワーテントとどう違うのかということなんですけれど、シャワーで1回使った水を集めて、循環のろ過装置を通します。

それを、A I っていうんですけれど、機械で、除菌・滅菌、不純物とか細菌ウイルスを除去すると。それで、新しい水が出てきたものをまた使うというような仕組みになっています。それが大体、一つの機械で1,000回ほど使えるというようなものでございます。

「一般のシャワーテント」というのがどういうものか、というのがありますけれど、水を出しっ放し、そのまま捨てるというものじゃなくて、水を集めて、不純物・雑菌等をろ過して、また再利用して水を使うと。それを繰り返し使うというのが水循環型のシャワーになります。

○山村委員長

札幌委員。

○札幌委員

それが必要になるっていうのは、電気も通じていない、水道も使えないという状態を想定しているのかなと思うんですけれど、一般的には、例えば電気は大体3日もあれば復旧はできるわけで。そうすると、井戸は必ず動くわけですね。

であれば避難場で、プロパン、ボイラーでお湯を沸かして普通の水を使った方がコストも安いし、わざわざ循環をさせて、「1,000回使える」と言ってもやっぱり人が身体を洗った水がそのまま循環してくるわけじゃないですか。それがどうなのかな、というのが少し感じる場所なんですけれど、これが今の防災のトレンドなんですかね。

○山村委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

電気が3日、4日で復旧して水が汲み上げられると、シャワーは浴びられるかもしれないんですけど、排水先とか、そういったところですよ。

それと、避難所で集まった場合に、そういった施設、お風呂があったりシャワー施設があったりというところがまず少ないと思うんですよ。そういったところで活用できると。

ご自宅が地震とか何かで被害があったとしても、「水は大丈夫です、排水も大丈夫です、電気も大丈夫です」というのであれば、それは安全性が確認できればそちらで使えると思うんですけど、そういったものじゃなくて、「家が壊れていて風呂も入れない、シャワーも浴びられない、電気も通じない」という方が避難所で使えるようなことを想定しています。

令和6年の能登半島地震で、管理監はじめ職員4名で支援に行きまして、そこで「こういうものなんだ」ということで、それがトレンドかどうかはちょっと分からないですけど、やっぱり避難所で困ることって、食事というよりも、どちらかというとトイレ環境とか入浴環境、シャワーですよ。そういった衛生環境がやっぱり不安視されると。

「実際どうでしたか」というと、困った部分については「お手洗いの問題、シャワーの問題、風呂の問題ということが困りました」というのがアンケート調査なんかでも出ているんですけど。

そういったものを解決するために、移動式でフィルターを交換することによって何回も使える、そういったことで、今回のこの水循環型のシャワーテント、これを購入させていただくわけです。

以上でございます。

○山村委員長

よろしいですか。

杉野委員。

○杉野委員

今、札野委員からも指摘ございましたけれども、結構高価ですよ。1基 600万円にはならないけれども、随分高いんだと思います。

それで、WOTA株式会社ってありますね。ここからの直販というのは、ないんですか。

これ、ソフトバンクが契約先になっていきますけれども、販売代理店みたいな形になっているんだと思いますけれども、その辺のところをちょっと教えていただければと思います。

○関口防災安全課長

杉野委員がおっしゃるとおりで、販売代理店という形でソフトバンクさんはじめ数社があるということでございます。

そちらと、市の方の契約手続きに則って購入の手続きをしたということになります。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

それから、使用頻度のことを考えると、こういう価格は高いなという気はします。これは個人的な感じなんですけれども。

使用箇所について、今後災害が起きたときなのか、それともイベントなんかでもこれはやっぱり使えますか。

その辺も考えていますか。

○山村委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

頻度なんですけれど、やはり災害に遭わなければ一番いいということで、災害におけるそういった使用の出番がなければいいなと思っています。

ただ、先ほどのトイレトラックと同じように、やっぱり衛生環境っていうのは一番大事なんです。なので、防災訓練とかそういったところで、「万が一の場合、市ではこういうものを八つ持っていますよ」というのをまずお知らせしたいと。

それと、ご自宅でできる、例えば体を拭くとかそういったものを準備していただきたい。

あとは、生活用水というのが大事なので、近所で共助という形で、自治会単位とかそういったところでも給水体制とかをご確認いただきたいとか、そういったものも併せてお願いしていくというのが一つでございます。

また、イベントなんかでも使えると考えておりますので、こういったものが適しているかとか、そういったものを今後考えながら活用をさせていただきたいなというふうに思っております。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

分かりました。

災害時の想定というのが一番で、いつ起こるか分からないというようなことだと思います。

先ほどの件でもそうでしたが、財源はやはり国から2分の1がございますか。そこだけ。

○山村委員長

関口防災安全課長。

○関口農済安全課長

先ほどと同じように国の交付金ですね、そういったものを使っておりまして、2分の1の交付金をいただく予定でございます。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

ありがとうございました。

以上です。

○山村委員長

これ、ちなみに耐用年数はどのくらいなんですか。

○関口防災安全課長

シャワーの方でよろしいでしょうかね。保証が大体5年っていうふうに言われていますので、一応5年を目安に使える期間というふうに考えております。

機械自体は、もっと持つと思います。ただ、何年というようなものではなくて、フィルターがまず動かないとどうにもならないんですが、そのフィルターが大体5年で終わるということなので。フィルターなしでは普通のシャワーになってしまいますから。そのフィルターが大体5年というよ

うな形です。

○山村委員長

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

まず、議案第5号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に、議案第6号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第7号 令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）の所管事項について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案書の別冊の方をご覧ください。

1ページ、議案第7号 令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）でございます。

この補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,803万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ319億248万2,000円とするものでございます。併せまして、債務負担行為の補正、地方債の補正をしております。

それではまず、総務部所管事項について説明させていただきます。8ページ、9ページをご覧ください。

8ページの一番下、財政調整基金繰入金でございます。1,496万2,000円の計上です。こちらにつきましては、この補正予算調整に係る財源調整とさせていただきます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。歳出になります。

総務費です。一番上、一般管理費の庶務事務システム運用費、200万円の委託料の計上でございます。

こちらは、現在令和8年3月の稼働を目指しまして人事給与システム更新作業を行っておりますが、人事給与システムと庶務事務システムの連携に係る検証業務の予算計上200万円でございます。

その下、財産管理費の庁舎管理費でございます。保健福祉棟管理費の役務費、23万6,000円を計上しております。こちらにつきましては、3階のRINKですね、RINKのコミュニティホール、ミーティングルーム、キッチンスタジオなどの利用料をキャッシュレス決済していただくための手数料の計上でございます。

続きまして、その下、自動車運行管理費でございます。需用費300万円の計上で、こちらは修繕料になります。修繕の中身は、大型バスの空調機、エアコンの不具合による修繕料を計上させていただいたところでございます。大型バスですので、ちょっとお高いような計上となっております。

続きまして、一つ飛びまして旧大宮小学校管理費でございます。役務費で3万1,000円の計上です。こちらは、現在も施設は管理しております、その中の機械警備の回線使用料の不足見込額、3万1,000円の計上でございます。

続きまして、総務費の徴税費になります。賦課徴収費の資産税賦課事務費でございます。

こちらにつきましては、軽自動車税環境性能割徴収取扱事務費の負担金でございます、こちらの事務費の確定による不足額の増額で、3万円の計上でございます。

総務部所管事項については以上です。

○山村委員長

岡野総合政策部長。

○岡野総合政策部長

それでは、続きまして総合政策部所管事項につきまして説明させていただきます。

同じく 10 ページをお願いいたします。歳出です。

上から四つめの丸印です。人口問題対策推進費でございます。

こちらは、人口問題対策の一環として昨年度から開催しております、女性の視点でまちづくりを話し合うワーキングチーム「WOMANトーク」の今年度実施に係る所要経費を計上するものでございます。計上額は、参加者や講師への謝礼のほか、参加者募集に係る郵送費など 42 万 8,000 円となります。

総合政策部所管事項は以上となります。

○山村委員長

落合教育部長。

○落合教育部長

最後になります。教育委員会所管事項についてご説明いたします。

議案書別冊の 8 ページをお願いいたします。初めに歳入でございます。

上から 4 枠目の表となります。目の 4、教育費委託金の学校安全総合支援事業でございます。

本事業は、近年の頻発化・激甚化する豪雨災害や土砂災害などを踏まえ、学校の防災教育の充実・徹底が必要となっておりますことから、本市教育委員会では、災害安全に関する事業実施計画を作成し、茨城県に提出をいたしましたところ、文部科学省の委託を受けて実施する「令和 7 年度学校安全総合支援事業」として、本年 3 月 5 日付で事業採択の内示を受けたため、これを実施しようとするものでございます。

具体的には、城ノ内小学校を拠点校として、当該事業実施計画に基づきまして、八原小学校、城ノ内中学校、竜ヶ崎第一高等学校附属中学校、これらをモデル地域内の学校に選定し、この 4 校による学校間連携体制を構築するための推進委員会の立ち上げ、ワークショップの開催、避難所運営体験学習、防災体験校外学習、成果発表会などを実施するために必要な経費といたしまして、80 万円を計上しております。なお、財源につきましては、国からの委託金としまして補助率 10 分の 10 を予定しております。

続きまして、12 ページをお願いいたします。

2 枠目の表、目の 3、教育指導費、学校安全総合支援事業に係る経費といたしまして、今ほどご説明をいたしました実践委員会委員報酬、講演会やワークショップ、講師謝礼などの報償費として 8 万 2,000 円、委員や講師の交通費として 2 万 3,000 円の旅費、需用費には会議や避難所運営体験学習用消耗品類の購入費用として、44 万 4,000 円、使用料及び賃借料といたしまして、防災体験学習施設「そなエリア東京」への校外学習時のバス借上料及び高速道路料金で 25 万 1,000 円、合計 80 万円を計上しております。

すいません、先ほどのご説明で少し漏れておりましたので、補足させていただきます。

当該実施計画書につきましては、市教育委員会で作成しまして茨城県に提出をし、茨城県が文部科学省の委託を受けて実施する令和 7 年度の学校安全総合支援事業として内示を受けたということでございます。

もう 1 点訂正させていただきます。歳入の部分で、財源でございます。

先ほど、「国からの委託金」ということで申し上げましたが、正しくは「県からの委託金」として 80 万円でございます。大変失礼いたしました。

よろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
伊藤委員。

○伊藤委員

自動運行管理費で 300 万円なんですけれど、大型バスのエアコンの修理で 300 万円って、1 台でちょっと金額が大きいと思うのですが、具体的に中身を教えていただけたらと思います。

○生井管財課長

大型バスなんですけれども、昨年度の 6 月ぐらいからちょっとエアコンの不調が続いておりまして、その都度その都度ガスを注入するような形で対応させていただいたんですが、先だって点検した際に、製造メーカーの方から「不具合箇所の特定ができそうだ」というようなご連絡が来まして、見積を徴取したところ、大型バスは車両を動かすためのエンジンの他に、空調関係・伝送関係を動かすためのエンジンも別についておりまして、そのエンジンの本体の不具合によるものということで、ちょっと修理費がかかるというようなお見積が来ました。

後は、大型バス数の車両を修理するにあたって、県内でも大型バスを修理・整備できる工場というのが限られておりまして、そういった面でもちょっと費用的にコストがかかるような形で、この予算の方を計上させていただきました。

以上となります。

○伊藤委員

工場が少ないって言うんですけれど、どこの場所になるんですか。

○山村委員長

生井管財課長。

○生井管財課長

契約はしていないので、未定は未定なんですけれども、今お話をさせていただいている業者さんのところだと、ひたちなかの方に持っていく予定になっております。

○山村委員長

よろしいですか。他にございませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第 7 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案を原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 9 号 龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 10 号 令和 7 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 3 号）について、以上 2 案件については関連しておりますので、一括して説明を受けて質疑を行い、採決は別々に行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

執行部、説明をお願いします。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、後から配布させていただいた別冊の方になります。

議案第 9 号と第 10 号です。

まず初めに 1 ページ、議案第 9 号 龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちらにつきましては、令和 7 年 6 月 4 日付で公布されました、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正によるもので、昨今における人件費の変動等を考慮いたしまして、投票立会人や開票立会人等の報酬を、日額で 1,100 円から 1,700 円程度増額するものでございます。

具体的には、1 ページの別表 1 になっておりますが、投票所の投票立会人が「1 万 900 円」から「1 万 2,400 円」、期日前投票所の投票立会人が「9,600 円」から「1 万 900 円」、次のページ、2 ページになりまして、開票立会人が「8,900 円」から「1 万 100 円」、選挙長が「1 万 800 円」から「1 万 2,200 円」、選挙立会人につきましても「8,900 円」から「1 万 100 円」になる等の増額となったものでございます。

続きまして、議案第 10 号 令和 7 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 3 号）でございます。

こちらは、先ほどの議案第 9 号に関しまして、地方自治法におきまして予算を伴う条例についての制限、第 222 条で、条例で予算を伴うものを出す場合、この「予算を伴う」というのは、「必ず歳出することが予定されるもの」というふうに解されております。そういった条例を出す場合は、必要な予算上の措置を的確にするというような規定がございますので、少額でございますが補正予算も併せて提出させていただいたところでございます。

この補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 43 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 319 億 292 万 2,000 円とするものでございます。

8 ページ、9 ページをご覧ください。

9 ページ、歳出になります。こちらにつきましては、先ほど申し上げました立会人等の報酬の増額に伴いまして、参議院議員選挙費で報酬を 17 万円、県知事選挙費で 15 万 8,000 円、市長選挙費で 11 万 1,000 円、それぞれ増額するものでございます。

続きまして、8 ページに戻っていただいて、歳入でございます。

参議院議員選挙費、県知事選挙費においては、それぞれ選挙費委託金を報酬増額、同額計上したところでございます。

市長選挙費につきましては、一般会計繰越金を充てさせていただいたところでございます。

説明につきましては以上です。

○山村委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第 9 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に議案第 10 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 11 号 工事請負契約について（令和 7 年度龍ヶ崎小学校校舎内装等改修工事）について、執行部から説明願います。

落合教育部長。

○落合教育部長

議案第 11 号 工事請負契約について（令和 7 年度龍ヶ崎小学校校舎内装等改修工事）について、ご説明を申し上げます。追加議案書の 1 ページから 12 ページになります。

これは、令和 7 年度龍ヶ崎小学校校舎内装等改修工事について請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第 2 条の規定により、工事請負金額 1

億 5,000 万円を超えるため、議会の議決を求めるものであります。

初めに、1 ページから 4 ページをご覧ください。

工事請負契約の内容でございますが、6 月 3 日に入札があり、内部審査を経て、6 月 13 日付で請負代金額 1 億 9,800 万円にて、櫻井建設工業株式会社と仮契約を締結したところでございます。

次に、参考資料の 5 ページから 12 ページをご覧ください。工事の概要でございます。

今年度当初予算にて、大宮小学校・龍ヶ崎小学校統合整備事業として予算化をさせていただいたところでありますが、統合後の龍ヶ崎小学校第一期校舎、及び第二期校舎の普通教室 16 教室分の内装・床等の改修、及び照明器具の LED 化改修、並びに各階トイレ 6 か所分の改修を行うものでございます。

最後に、工事の時期につきましては、教育活動への影響を最小限に抑えるため、学校、工事請負者と綿密に連携・調整を図り、学校の夏季休業期間中に合わせて工事に着手し、令和 8 年 3 月 18 日までに完了するよう進めてまいります。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部から説明ありましたが、質疑等ありませんか。

札野議員。

○札野委員

工期の件だけお聞きします。

ざっくりと 3 月 18 日になっているんですけど、もう少し細かな工程表は、担当の人は見て納得しているのでしょうか。

○山村委員長

海老原教育総務課長。

○海老原教育総務課長

工期でございますが、まず初めにトイレへの改修工事を、大体一、二か月、できれば夏季休業中に終わらせたいということでございます。

その後順次、16 教室ございますので、その期間中に内装と床と LED の改装工事を行うという、大変ざっくりなんですけれども、そういうスケジュールでございます。

以上でございます。

○山村委員長

札野議員。

○札野委員

市の方で工程管理を行う担当は、どの部署が担うんでしょうかね。

○山村委員長

海老原教育総務課長。

○海老原教育総務課長

教育総務課でございます。

○山村委員長

札幌委員。

○札幌委員

本当に、夏季休業とか、休業期間にちゃんと終わらせるようにするには、工程管理をちゃんとしていただかないと。

コストアップにも平気でなってくると思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○山村委員長

他にありませんか。

大野委員。

○大野委員

ちょっと確認なんですけれども。

このトイレの改修なんですけれども、6か所ということで、これは和式から洋式にするとか、何かそういう内容、便座を温かくするとか、どういうふうにするのか内容を教えてください。

○山村委員長

海老原教育総務課長。

○海老原教育総務課長

トイレの改修工事でございますが、議員おっしゃるとおり、和式を洋式にします。数は36基ありまして、暖房便座にいたします。

以上でございます。

○大野委員

分かりました。改修するとき、きちんとやったださるってことでおっしゃっていたので、安心しました。

ありがとうございます。

○山村委員長

他にありませんか。

油原委員。

○油原委員

まず第1点は、龍小だね。この4月に大宮小学校と統合しましたよと。当然、私はそういうものを踏まえて、本来なら前年度に工事すべきなのかなと。

その辺は、補助金等のいろんな問題があるんだろうと思いますけれども、なぜ前年度事業を実施できなかったのか、教えてください。

○山村委員長

海老原教育総務課長。

○海老原教育総務課長

議員のおっしゃるとおり、前もってできるということが理想だと思います。

本件に関しましては、先ほど議員ご指摘のとおり、国庫補助の手続きの都合によりまして、今年度、令和7年度改修工事となりました。この工事は、大宮小学校と龍ヶ崎小学校の統合にかかる改修工事でございます。

事業費の約2分の1が国庫補助される見込みでございます。この補助申請に関しましては、「学校設置条例の改正後に手続きをする」ということが定められておりまして、今回、大宮小学校に係る学校設置条例の改正が、令和6年9月の議会でご審議いただいたものでございますことから、その後の補助申請の手続きなども踏まえると、令和6年度中にはできないので、令和7年度、本年度実施ということになりました。

以上でございます。

○山村委員長

油原委員。

○油原委員

答弁ありがとうございます。

学校設置条例云々という話ですけれども、これは、その前段でその設置条例はできないんですか。

長山と同じような考え方でいればできる。でも、大宮小があるから。だけれども、いずれ一緒になるということであれば、前段で設置条例だけは、それで施工はいつ、とかというような形の中でできなかったのでしょうか。

○山村委員長

海老原教育総務課長。

○海老原教育総務課長

委員のおっしゃるとおり、（仮称）長山中学校区義務教育学校は、非常に早く条例を検討していただいたところなんですけれども、大宮に関しましては去年、一昨年、保護者との話し合いの中で急遽決まったものですから、すぐにやる時間がなかったということで、所要の手続きを踏まえると、大宮はこの時期になってしまったというところでございます。

以上です。

○山村委員長

油原委員。

○油原委員

ありがとうございました。

この議案書の表題で、工事請負ですね。

契約の方法が「ランク指定一般競争入札」となっておりますけれども、基本的には、契約の方法というのは、「一般競争」「指名競争」「随意契約」、この三つしかない。

で、ランク指定というのは、多分これ、条件付一般競争なんだろうけれども、表記の方法は「一般競争入札」となるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○山村委員長

海老原教育総務課長。

○海老原教育増無課長

委員のおっしゃるとおり、地方自治法では「契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結する」、というふうに定められているところでございます。

契約関係については、ちょっと詳しくは分からないのですけれども、市の契約において適切な表現を用いているのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○山村委員長

平野財政課長。

○平野財政課長

契約の担当部署ということで、ちょっと教育総務課の補足を説明させていただきます。

委員のおっしゃるとおり、地方自治法の規定ではこのようになっておりますけれども、本市におきましては「龍ヶ崎市ランク指定一般競争入札実施要綱」という要綱を定めておりますので、この要綱の定めに従って、こういった「ランク指定一般競争入札による契約」というような記載をしたものでございます。

○山村委員長

油原委員。

○油原委員

やり方というのは十分、分かるんですね。現実的に条件付で一般競争入札を実施しているんだろうというふうに思いますが、地方自治法ではそういうことが書かれていない。

このやり方というのは、市独自の、そういう要綱を定めてやっているんだろうと。ですから、「一般競争入札」と書くのが適正なのかなと。後でよく研究をしていただきたいというふうに思います。それから、続いていいですか。

参考資料に「入札結果表」というのがありますけれども、この一番下に、「予定価格1億8千何万」と書いてあります。

私の昔からの認識、変わっているかどうか分かりませんが、予定価格というのは「前も後も公表はしてはならない」というふうに覚えてきたんですけれども。

今でも私は、予定価格を公表するというのは事後であってもやっぱり好ましくはないというふうに思うんですが、その辺の考え方をお聞かせください。

○山村委員長

平野財政課長。

○平野財政課長

予定価格につきましては、国の指針等を踏まえて、本市の方で公表の考え方を整理しております。国の方では、予定価格は事後公表というような運用になっております。

ただ、予定価格の公表の時期につきましては法令の制約がないことから、「地方の実情に応じて時期を定めるように」というような国の通達等もございますので、そういったことを踏まえ、不正防止の観点から本市では原則、予定価格は事前公表でこれまで運用してまいりました。

○山村委員長

油原委員。

○油原委員

基本的に事前公表となると、予定価格が公表されているわけですから、当然そこに集中をしていくと。

そうすると、第三者から見ると価格が集中しているので、「予定価格の5パーセント以内は談合だろう」とか、そういうことをすぐ言われますよね。

そういう意味からすると、予定価格というのは当然それを下回らないと落札にならないわけですが、でもね。だから、暗にうちの方の予定価格を公表して「これ以下じゃないと落札しませんよ」というのは、全体的に言えば競争の原理からすると、やはりいかがなものかなと。

事後公表となればあれですけれども、以前は事後であってもやっぱり次に受ける工事とかに影響するので、「予定価格は事後も公表しない」というふうな考え方でいたんですけれど。

国がそういう方向だということではありますが、基本的にはやるのであれば事後公表。事前に公表するということは、基本的にはそこに集中していくということです。それで第三者は「何だよこれ、どうのこうの」って始まるわけですね。

そういう意味では、その公表の仕方っていうのは少し研究をしていただいた方がよろしいのかなというふうに思います。

併せて、やっぱり最低制限価格ですね。これはやはり、「これ以下になった失格ですよ」と。適正な工事ができないから、これは事前公表して。逆にそれこそ公表すべきじゃないだろうか。

そういう中で、適正な工事をやるのに競争して価格を入れるわけでもありますけれども、最低制限については「工事請負、製造かな、しか最低制限は設けることはできない」ってなっていますよね。

そういう意味では、こういう工事とかでしようけれども、やっぱりそれは大きい工事で、適正に仕事をしていただくというのには、最低限の予算というのは必要ですよということなんだろうというふうに思いますので。

そういう意味では、こういう工事については一般競争入札ですからね、条件つきであっても。予定価格よりも、やっぱり最低制限を設けていくということが私はよろしいのかなと。

この辺も、ちょっと研究をしていただきたいというふうに思います。

それからもう1点いいですか。

全体的な工期の話なんですけれども。今回追加で議会に提案をされているということで、当然、課長からは、全協か何かで新年度の予算単価の見直し、それから内示がないとスタートできないということでもありますけれども、当然、この6月議会に議案として提出して、夏休み中にそれなりの工事をやるしかないという一定の要件があるわけですね。

そういう意味では、強いて今、お聞かせいただきたいんですけども、内示はいつあったのでしょうか。

○山村委員長

海老原教育総務課長。

○海老原教育総務課長

補助の内示は、4月17日にあったというふうに記憶しております。

○山村委員長

油原委員。

○油原委員

その時点で、当然、起工ができるわけですね。

単価の見直しが終わっているかどうか分かりませんが、終わっていれば、その時点で起工ができるということですね。

であれば、6月13日は初日ですから、告示は10日前だから3日ぐらいですか。当然、これが議案としてここでは提出できないでしょうから、それ以前に終わっているしかない。

最低でも5月いっぱい、そこら辺に終わらせていくしかないとなれば、起工ができました、4月の最初に。で、なぜ当初から議案として提出できなかったのかと。

今回のやつを見るとランク指定ですから、ランク指定プラス本社を市内に置くとか、そういう条件なんだろうと。明らかに内容的にも指名競争に近いよね。

指名競争にできるということの要件というのは、工期の問題とか、そういうことで十分できるわけですよ。そういう意味では、なぜそこで指名競争入札をしていないのか。

一般競争すると、告示から何からって長くなりますから。指名競争は早いわけですよ。十分理由

としては成り立つ。であれば、当初から議案として出せるんだろうと。

なぜそういうことを言うのかというと、追加案件とかそういうのは、やっぱりやむを得ない場合ですから。オーバーに言えば議会軽視ですよ。

最初から出して、議案を自分で勉強しながら質疑をして、こういうふうに審査をするということですから。そういう期間が、やっぱり当初からあるべきなんだろうというふうに思いますけれども。

そういう意味で、なぜランク指定になったのか。指名競争にできれば十分に間に合ったんだろうと。指名競争の理由も十分に成り立つということでそういうふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○山村委員長

海老原教育総務課長。

○海老原教育総務課長

委員のおっしゃるとおり、追加議案ということで大変申し訳ございません。

そうしたランク指定という件に関しましては、詳しく私が説明できず大変申し訳ないんですけれども、契約担当課の方で適切に判断していただいた結果、そういう形になったのではないかと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○山村委員長

油原委員。

○油原委員

細かい話ですが、基本的に教育委員会サイドで「やはりこの工事は、この夏休み中にこういうふうにするしかないんだ」と思えば、内示があって起工をする。契約サイドと話をして「ここまで仕事をやるしかないから」とか、「ここでスタートするしかないから、だから」、ということになれば、指名競争入札という理由もあれば十分でできたでしょうって。そういう連携がね。

片や、契約サイドでは自分でしか考えないからね、これは。だから、担当は担当でそういうこと分かっているんだけど、その契約をそのままぼんと投げているから。意思の疎通が足りないんですよ。

なんていうかね、こういう工事はもう少しこう、逆に言えば危機感を持ってやっていかないといけないんだろうと。

○山村委員長

他にありませんか。

藤木議員。

○藤木議員

先ほど油原委員の方からもお話があった入札の件なんですが。

国は「事後に予定価格を公表しなさい」というようなことをおっしゃっているようで、市としては事前に公表しているということなんです、そこはなぜそのような判断をなさったのか教えて欲しいんですけれど。

○山村委員長

平野財政課長。

○平野財政課長

先ほども少し油原委員への説明の中で申し上げたんですけれども、予定価格を事後に公表することになりますと、やはり予定価格を探るというような不正行為が発生する恐れがあるということからですね、そういった不正行為防止の観点で、それが第一になるんですけれども、事前公表をこれまで行ってきたというようなことでございます。

○山村委員長

藤木委員。

○藤木議員

私も、そうじゃないかなと思っていたんですが、一応確認させていただきました。

おっしゃるとおりに「予定価格が分かるかな」と思って、市の職員の方にいろいろ接触したいという気持ちが起こされると業者の方も大変だと思いますから、そういうのは大変画期的だと思います。私は賛成です。

あとは、落札した人とか入札したって人たちの間でどのようなことが起きていたかは彼らの問題であって、そちらの方は、お互いに法律に則った行為をしていただければと私は考えております。

このままぜひ事前公表で、私としてはお願いしたいと思います。

あと一つは、この金額の中に、補助金とか国から来るんですかね。全額で1億8,000万円程度ですか、これ、全額市のお金ですか、それとも補助金出ますか。ちょっとそれを教えていただきたいんですけど。

○山村委員長

海老原教育総務課長。

○海老原教育総務課長

内示額ベースなんですけれども、補助金はまいります。7,221万5,000円という形で内示を受けているところでございます。

○山村委員長

藤木議員。

○藤木議員

分かりました。じゃあ頑張ってください。

私の質問をこれで終わります。

○山村委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第11号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

最後に、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号））の所管事項について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、予算書の別冊の39ページをお開きください。

（報告第1号）処分第11号 令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

この予算につきましては、令和6年度に実施した、いわゆる定額減税につきましてはの不足給付額に対して、対応するものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億9,245万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、317億8,445万円とするものでございます。

○山村委員長

岡野総合政策部長。

○岡野総合政策部長

総合政策部所管事項についてです。

44ページをお願いいたします。歳入でございます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（不足額給付分）でございます。

これは、歳出に計上いたしております定額減税補足給付金給付事業（不足額給付分）に充当するもので、補助率10分の10の国庫補助金でございます。

事務を迅速に行うため、専決処分を行ったものでございます。

以上でございます。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

報告第1号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、総務教育委員会を閉会いたします。